

紹介手数料の返戻について

株式会社リバネス
〒162-0822 東京都新宿区下宮比町1-4 飯田橋御幸ビル 5階

弊社は紹介手数料の返戻について、以下のように定めています。

求人者が支払いをした後、求職者が専ら弊社の責めに帰すべき事由に基づき退職した場合には、乙は受取った紹介手数料のうち次の金額を求人者に返戻する。

- | | | |
|-------------------|---|------------|
| (1) 1ヶ月未満の場合 | － | 当初受領額の3分の2 |
| (2) 1ヶ月以上3ヶ月未満の場合 | － | 当初受領額の2分の1 |

但し、求職者の責めに帰すべき事由に起因しない場合は、いったん受領した紹介手数料は返却しない。尚、当該退職が求人者による紹介手数料の支払前であっても、求人者の支払債務は消滅しないものとする。